

西栗倉村行政ポイント事業実施要綱

令和3年4月1日

一部改正 令和6年3月1日

(目的)

第1条 この要綱は、西栗倉村が実施する行政ポイント事業(あわくらポイントサービス)に関するものである。行政ポイント事業は、村が実施する事業や村民を主たる対象として個人・団体・事業者が企画するイベント等の参加者に対し、行政ポイント事業を実施することにより、村が実施する事業への参加等の促進や村民間の交流の推進を図るとともに、村内産業及び地域経済の活性化等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あわくらポイント

村が指定する事業や個人・団体・事業者が企画するイベント等への参加者等に対して付与する行政ポイントをいう。

(2) あわくらポイントQRコード

あわくらポイントを付与するために使用するスマートフォン等で読み込んだQRコード又はQRカードをいう。

(3) あわくらポイントギフト券

あわくらポイントを利用するために発行する電子媒体及び紙媒体のギフト券をいう。

(行政ポイント対象事業及びポイント数)

第3条 行政ポイント事業の対象となる事業やイベント等(以下「行政ポイント対象事業」という。)は、次に掲げる事項に関するものとして村内で実施されるものとする。

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 福祉に関すること。
- (3) 子育てに関すること。
- (4) 環境に関すること。
- (5) まちづくりに関すること。
- (6) 定住に関すること。
- (7) 村民協働に関すること。
- (8) 安全安心に関すること。
- (9) 観光に関すること。
- (10) その他村長が適当と認めること。

2 行政ポイントを付与されるための要件及び付与されるポイント数は、村が実施する事業については村長が定めるものとし、個人・団体・事業者が実施するイベント等については、行政ポイント対象事業ごとに、村長が指定するものとする。

(ポイントの付与の方法)

第4条 西粟倉村は、行政ポイントを管理するシステムを運営し、行政ポイント対象事業の参加者(以下「対象者」という。)が、当該行政ポイント対象事業の要件を満たすと認めるときは、対象者に対して、あわくらポイントQRコードもしくはオンライン等の手段を用いて、システムを通じてあわくらポイントを付与するものとする。

(あわくらポイントの利用方法)

第5条 あわくらポイントは、1ポイントを1単位として100円・500円・1000円のあわくらポイントギフト券と交換することができ、村長が別に定める取扱事業者の事業所及び店舗等(以下、「ギフト券取扱事業者」という。)で利用できるものとする。

(あわくらポイントギフト券の精算)

第6条 村長は、適当と認めるときは、あわくらポイントギフト券1枚につきギフト券金額相当金額(100円・500円・1000円)をギフト券取扱事業者に支払うものとする。

(利用料の発生と請求)

第7条 村長は、個人・団体・事業者が企画したイベント等を指定したときは、システムの利用料を企画者に請求するものとする。加えて、企画者がイベント等において、付与したポイント数に相当する金額を毎月末に請求するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、行政ポイント事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和6年3月1日一部改正)